

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

1 市庁内体制

(1) 中心市街地活性化を担当する統括組織

まちづくり推進部に、中心市街地活性化に関する業務を担当する審議監を配置し、事務の統括を行なう。

また、まちづくり推進部内に中心市街地活性化推進課を設け、事業の進行管理、評価を行なう。

組 織	配 属
まちづくり推進部	中心市街地活性化審議監
中心市街地活性化推進課	課長 1人
	担当 2人

(2) フォローアップ体制

中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に進めるためには、関係機関及び関係部局との緊密な連携体制が必要である。また、基本計画における事業進行を一元的に管理できる庁内体制の構築が必要である。

そこで、庁内体制としては、副市長及び計画記載事業の担当部長等で構成される岐阜市中心市街地活性化推進会議を設置し、事業進捗状況、数値目標達成状況などを全庁的に把握し、適切な進行管理を行うとともに、計画記載事業の担当課長等で構成される岐阜市中心市街地活性化担当課長等連絡会議を設置し、計画に記載された個別事業の連絡調整を図る。

また、基本計画の全体評価や市民のアンケート調査を含めた総合的なフォローアップについては、計画期間の中間年度である平成27年度に行うとともに、最終年度である平成29年度には事後評価を行い、それらの結果を岐阜市中心市街地活性化協議会に諮る。

2 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容

第1期計画の認定を契機に、中心市街地活性化に関する議論が継続している。

(1) 平成19年第3回定例会（9月）

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《市政自民同志会》</p> <p>・まちなか居住の推進を目標とした理由は。</p>	<p>《まちづくり推進部長》</p> <p>・まちなか居住の推進が基本計画の目標となった理由について</p> <p>市総合計画では、将来都市像として、集約型都市構造への転換、歩いたり公共交通や自転車での移動によって日常的なサービスが充足される多様な地域核のある都市の形成を目指しています。この基本計画においても、同様の基本方針としており、都心にふさわしい多様な機能が集積した活力に満ちたまちを構築するため、まちなか居住を基本計画の1つの目標にした。</p>

<p>・調査、アンケートにおいて、都心部の住みかえ希望が多いと結論づけている理由は。</p> <p>・都心に居住する魅力は何か。</p> <p>・商業活性化推進において企業誘致を考えるべきではないか。</p>	<p>・アンケート調査結果について 平成17年度のアンケート調査では、4人に1人の方が都心部に住みかえを希望しています。その選択理由については、公共交通の利便性がよい、買い物が便利、仕事場へ行きやすいが上位となっています。さらに、岐阜シティ・タワー43の分譲マンションが即日完売になったこと、高齢者向け優良賃貸住宅も平均2倍程度の応募があったことなどから、都心への住みかえニーズは一定程度あると考えています。</p> <p>・都心居住の魅力について 中心市街地やその周辺地域には、商業業務機能に加え、公共公益施設などが既に集積し、さらには、公共交通の利便性が高いという魅力ある居住環境が整っています。また、岐阜市の歴史資源、観光資源を活用したまちなか歩きやまちなか観光、各種イベント等によるにぎわいの創出は、まちなか居住の魅力を一層高めるものであると考えています。</p> <p>・商業活性化推進における企業誘致について 中心市街地における商業施設整備にあつては、国の支援事業などを活用し、大型商業施設が手厚い支援を受けられるような措置を講じることで、大規模商業施設誘致促進を図っていききたい。</p>
--	---

(2) 平成 20 年第 1 回定例会 (3 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《クラブ青空》 商店街情報発信拠点整備事業の内容について</p>	<p>《商工観光部長》 (仮称)まちなか情報プラザの機能としては、まちに来た方が休息できるサロンや、ギャラリーなどの交流機能、まちに来た方や市民に商店街や岐阜市の情報を発信するミニスタジオ、観光情報や県産品の紹介、さらに、他都市の物産展などを行うアンテナショップなどの情報発信機能、そして、各種セミナーの開催、多目的トイレの提供やAED設置による公益的機能、この3つの機能をあわせ持つ施設を予定しています。</p>

(3) 平成 21 年第 1 回定例会 (3 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《市政自民党》 柳ヶ瀬のアーケードを撤去することについて</p>	<p>《商工観光部長》 柳ヶ瀬商店街におけるアーケードは、各商店街振興組合によって整備、維持管理されています。現在では組合の財政状況が厳しい中、アーケードの老朽化あるいは維持管理に伴うコスト負担などの課題があります。 このような中、柳ヶ瀬本通りや日ノ出町通り、レンガ通りの商店街振興組合では、柳ヶ瀬の活性化のために、ハード整備事業、ソフト事業をあわせてまちづくり計画を現在策定され、アーケードを存続させた活用、あるいは撤去をしての魅力づくりなど、活発な議論がなされているところです。 今後は市としてもその計画策定に参画し、国の戦略補助金に加え、市も助成しながら事業を進める予定です。いずれにしても、通りごとの実情や意向を尊重しながら支援し、また、柳ヶ瀬全体の魅力をどう創出していくかも十分に考慮しつつ、対応していききたいと考えています。</p>

(4) 平成 21 年第 4 回定例会 (12 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《市政自民党議員団》 (代表) 中心市街地活性化基本計画の区域拡大と岐大医学部等跡地整備について所見を。</p>	<p>《まちづくり推進部長》 中心市街地活性化基本計画の進捗状況としては、公共主体の事業はおおむねスケジュールどおりに進んでいますが、民間や商店街主体の事業においては、事業スケジュールの一部におくれや変更が生じており、このままでは目標数値の達成が厳しい状況にあると考えています。 一方、現中心市街地活性化基本計画区域の北側に隣接する官公庁・公共施設ゾーンに位置する岐阜大学医学部等跡地には、図書館を発展させた情報センター機能とギャラリーや市民交流機能を備えた複合施設を整備する計画や、京町小学校跡地に学校統廃合による仮称・南中学校を整備する計画などが具現化して</p>

	<p>きました。</p> <p>したがって、これらの集客性の高い公共施設を整備することや地域の良好な住環境を整えることで、既存の民間事業の推進を触発するとともに、新たに生まれるにぎわいを柳ヶ瀬方面へ波及させることを目的に今回の区域拡大を計画したものです。</p> <p>この計画変更案では、市民が何度も行ってみたいと思えるような魅力ある核となる公共施設の整備、柳ヶ瀬のまちの魅力の向上、市内各地から中心市街地へのアクセス性の向上、柳ヶ瀬地区と新たな核との回遊性の向上など、戦略的なまちづくりを推進し、中心市街地全体の活性化を創出することとしています。現在、区域拡大などを初めとする変更案については、内閣府と協議を進めているところです。</p>
--	---

(5) 平成 21 年第 4 回定例会 (12 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《岐阜市議会公明党》</p> <p>・岐阜大学医学部等跡地と柳ヶ瀬地区との回遊性をどう図るのか。</p> <p>・柳ヶ瀬地区へのにぎわいの波及を期待するには、柳ヶ瀬地区にハード、ソフト面から魅力のある空間が必要であり、さらには、核となる誘客施設と若き後継者の育成が不可欠であると考えているが、柳ヶ瀬地区商店街の活性化に向けた取り組みの現状と今後について、所見を。</p>	<p>《まちづくり推進部長》</p> <p>・柳ヶ瀬地区との回遊性をどのように図っていくのかについて</p> <p>市内各地から中心市街地へのアクセス性を向上させるため、路線バスの再編整備や岐阜大学医学部等跡地にバス停を設置することとしています。また、跡地整備により新たに生まれるにぎわいの創出拠点から、柳ヶ瀬方面へ徒歩により快適に回遊できるよう歩道を区別するカラー舗装や、休憩用のベンチを各所に設置し、安全で快適な道空間整備を行います。そのほか自転車を利用する施設利用者のために、自転車走行空間の整備やレンタサイクルポートを新設するなど、利便性の向上を図ることとしています。こうした取り組みにより、相互の回遊性を高め、中心市街地全体の活性化を推進していきたい。</p> <p>《商工観光部長》</p> <p>・柳ヶ瀬地区商店街の活性化に向けた取り組みの現状と今後について</p> <p>柳ヶ瀬地区については、にぎわい創出のため、商店街により工夫を凝らしたさまざまなイベントが開催されており、また、商店街振興組合や連合会においては、アーケードのあり方、大型空き店舗ビルなどの活用法も含めた勉強会、あるいは人材育成のためのセミナーなど取り組みがなされており、岐阜市としても積極的に支援しているところです。</p> <p>商店街の活性化はハード的な施設整備ばかりでなく、それぞれの店が魅力ある店舗となり、訪れた方々が楽しくまちで過ごし、何度でも訪れたいような商店街となることが重要です。そのためには、まず事業者自身の創意工夫や意気込み、やる気が肝要であると考えています。そのような中、特に今年度は独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援を受け、商店街のコンセプトづくりやソフト事業の組み立てなど、商店街の皆さんが主体となったまちづくりに関する議論や討論が行われています。岐阜市としても中小企業基盤整備機構と連携をとりながら、積極的に支援を続けていく考えです。</p> <p>まずは、このような取り組みを通じまして、個性的で魅力ある商店街を形成することにより、核となる大型商業施設や誘客施設が進出したくなるような、にぎわいのある中心商店街の形成につなげていきたいと考えています。</p>

(6) 平成 22 年第 3 回定例会 (6 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《市政自民党》</p> <p>(代表)</p> <p>・岐大跡地の広場整備について</p>	<p>《市長》</p> <p>・岐阜大学医学部等跡地における広場の整備について</p> <p>具体的な広場の機能としては、岐阜市には緑や水というものが豊富であり、これを活用して自然環境を新たに創出していきたい。また、木陰にはベンチを置くなど市民の皆さんが憩える機能も持ってほしい。さらに、例えば、朝市やフリーマーケットなどのイベントによるにぎわい創出機能、緊急災害時の防災広場としての活用ということも期待できる、そんな広場を考えていきたい。</p>

<p>・少子・高齢社会を迎え、中心市街地ににぎわいを取り戻し、より活力あるまちづくりに資するため、どのようなコンセプト、どのような方針で市街地再開発事業を進めていくのか、</p>	<p>《都市建設部長》</p> <p>・中心市街地の活性化に関連する市街地再開発事業の推進方針について。</p> <p>岐阜駅西地区市街地再開発事業は平成19年10月に完成し、243戸の一般住宅と108戸の高齢者向け住宅を供給しています。そのほか民間の住宅の影響もあると思われるが、平成21年の中心市街地の居住人口は、平成18年に比べて5%程度増加しています。そのほか中心市街地活性化基本計画に位置づけられています問屋町西部南街区市街地再開発事業には270戸の住宅が、柳ヶ瀬通北地区市街地再開発事業には高齢者用の住宅80戸が計画されております。また、高島屋南地区と岐阜駅東地区の再開発事業におきましても住宅が予定されており、そうした事業が完成した暁には、まちなか居住の推進に大きく貢献するものと考えています。</p> <p>また、再開発ビルには商業施設や業務施設、中には公益的施設の導入なども考えられることから、市街地再開発事業を推進することは中心市街地活性化基本計画に掲げられています商業の活性化の増進と、にぎわいの創出という目標達成にも寄与するものです。</p> <p>以上、申し上げたように、市街地再開発事業は中心市街地の活性化、都市の再生に大きく貢献するものであることから、今後、計画的に事業が推進されるよう支援していきたいと考えています。</p>
---	--

(7) 平成 22 年第 4 回定例会 (9 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《クラブ青空》</p> <p>自転車優先レーン整備の必要性が語られ始めております。新しい基盤整備を進める上で、この自転車優先レーンの整備をどう具体化していくのか、所見を。</p>	<p>《副市長》</p> <p>自転車を含めた走行環境整備は、現在、国土交通省と警察庁により指定されましたJR岐阜駅南周辺道路の自転車通行環境整備モデル地区の事業ですとか、これまでの車優先の道づくりから人優先の道づくりへ転換するゆとり・やすらぎ道空間事業などで実施しているところです。</p> <p>また、自転車及び歩行者が安全で安心して通行できる交通環境の整備に向け、自転車の交通量が多い中心市街地を含む、南北はJR岐阜駅から長良川、東西は御鯨街道周辺から忠節橋通りに囲まれたエリアを対象として、自転車走行環境整備計画の策定を進めているところです。その策定に当たり、社会実験の検証を踏まえると、走行環境整備は、歩行者や自転車の安全性向上には実効性が高い手法であることが確認できたところです。</p> <p>その一方で、利用ルールの徹底及び遵守率の向上のためのソフト対策とか、バス停、交差点などの特殊部の処理方法などの課題も確認できたところです。</p> <p>また、社会実験実施の際、関係機関との手続に課題が見られたことから、本格実施に向けては関係機関と十分に調整を図るよう関係部局に指示を行ったところであります。</p> <p>今後は実施している事業に加えて、策定中である自転車走行環境整備計画の区域について、警察を初めとした関係機関と十分に調整を図り、順次整備を図っていきたくと考えています。その整備については、関係機関との調整や、交通量、交通流の状況を見ながら検討していきたいと考えています。</p>

(8) 平成 23 年第 1 回定例会 (3 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《市政自民党》</p> <p>・商店街空き店舗等活用事業の助成を拡大することについて</p>	<p>《商工観光部長》</p> <p>・空き店舗活用事業について</p> <p>平成9年度から空き店舗対策に取り組んでいましたが、大型商業施設の郊外への進出やリーマンショック以来の景気の低迷など、厳しい経済情勢の中で既存店舗の閉店もあり、空き店舗の解消にはつながっていないのが現状です。</p> <p>そこで、空き店舗の解消を強力に推し進めるために、今回この補助制度を拡充することにしました。</p> <p>拡充の内容ですが、これまでは1階への出店のみ助成を行っていましたが、今回はそれ以外の階に対しても出店する場合も対象に加えています。さらに、中心市街地活性化基本計画の期間中は補助率を6分の1から3分の1にします。また、店舗面積1,000平方メートル以上の大型空き店舗と、さらには、教育や医療、</p>

<p>・中心市街地新築住宅取得助成事業はどのような意義があるのか</p> <p>・また、どれだけの需要予測をしているのか</p> <p>・さらに、助成期間が1年間というのは効果があるのかどうか</p> <p>・歩いて柳ヶ瀬活性化事業について</p>	<p>健康に関する店舗への出店補助の2つのメニューを追加したものです。これらの拡充策により空き店舗への出店を促進することで、商店街に新しい魅力を創出し、そして、また、新しい顧客を呼び込み回遊性が高まることになれば、他の店舗へも波及効果が生まれるものと考えています。</p> <p>新たな補助メニューを加えたことや、そして、また、補助率の引き上げなど、そういったことで拡充策による需要を見込み、今回の予算を計上させていただいたものです。</p> <p>今後も商店街振興組合など関係団体と連携を図りながら、店舗オーナーの意向の把握に努めるとともに、出店意欲のある方を対象とした情報発信などを行い、中心市街地の空き店舗に出店しやすい環境づくりを推進し、空き店舗の解消を図っていきたくと考えています。</p> <p>《まちづくり推進部長》</p> <p>・本事業の意義について 大きく3つあると考えています。</p> <p>1つは、人口が増加することで買い物需要も増加し、食品スーパーを初めとした日常生活利便施設の新たな進出が期待され、一層暮らしやすいまちになることです。暮らしやすいまちになれば、さらに人口が流入するという好循環が生まれるものと考えています。</p> <p>2つ目は、良質な分譲マンションの供給が進むということです。</p> <p>対象区域内では分譲マンションの供給が過去2年間全く行われておらず、マンション需要が蓄積しているものと思われまますので、本事業の展開が分譲マンションへの民間投資を促すものと考えています。</p> <p>3つ目は、老朽建物の建てかえや低・未利用地の活用を促進することです。</p> <p>対象区域内には、建築年度が古い老朽建物や建物が取り壊され平面駐車場として利用されている土地が多く見られますので、これらにつきましても建てかえなどの意欲喚起につながるものと考えています。</p> <p>・まちなか賃貸住宅家賃助成事業の需要の見込みについて。 本事業の対象区域は、中心市街地活性化基本計画区域を取り巻く約500ヘクタールとしています。この対象区域内に賃貸住宅では約26%が空き家となっており、また、年間で約100世帯が市外から転入しておりますので、本事業の展開によってさらなる転入促進を図るものです。</p> <p>・助成期間1年間に効果はあるのかについて まちなかにおいて、交通、医療、買い物、教育などの生活利便性を1年間享受していただくことで、その後もまちなかに継続して居住していただくことを期待しているところです。</p> <p>・歩いて柳ヶ瀬活性化事業について 近年、健康づくりのためのウォーキングがクローズアップされています。また、本市はスマート・ウエルネス・シティ、すなわち健康なまちづくりを進め、市民の皆様の健康寿命を延ばすことに取り組むこととしております。こうしたことから、この事業は柳ヶ瀬地区に健康ステーション、駐輪場、レンタサイクルポートを整備し、自転車あるいは徒歩で来街しやすい環境を整えるとともに、周辺住民や柳ヶ瀬来街者の健康増進につなげることを目的としております。したがって、柳ヶ瀬周辺のみならず、ウォーキングを楽しんでいただく基地として、あるいは中継地として健康ステーションを利用していただくことにより、柳ヶ瀬の魅力をアップさせ、にぎわいの創出と市民の健康増進の一助となるよう活性化事業に取り組んでいきます。</p>
--	---

(9) 平成 23 年第 1 回定例会 (3 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《民主未来》 仮称・中央図書館も市役所も現在の位置よりも北へ移動することになります。これらの整備</p>	<p>《副市長》 岐阜大学医学部等跡地で新たに整備される予定の施設では大きな集客が見込まれますが、このにぎわいを柳ヶ瀬方面へ波及させるためには、跡地と柳ヶ瀬の間で距離感をなくす工夫を行い、回遊性を向上させる取り組みが重要であると考えています。回遊性を向上させるためには、例えば、歩きやすい道路環境を整備</p>

事業を当初の前提のとおり、中心市街地の活性化に寄与するものとしていくためには、柳ヶ瀬との距離感を解消する工夫が必要不可欠と考えますが、その認識と今後の取り組みについて、所見を。

する、自転車の走行しやすい環境を整備する、そして、バスなど公共交通の利用しやすい環境を整備することが重要です。

具体的には、歩きやすい環境整備に関する主な取り組みといたしましては、柳ヶ瀬から現市庁舎の西側を経由して跡地に至ります道路におきまして、歩行者に楽しく安全に歩いていただけるよう高品質で魅力ある道路の整備、あるいは歩行者の安全を図るため路肩のカラー舗装化、さらには、途中で休憩ができるような各所へのベンチ配置、そして、経路や施設を案内するためのサイン整備などを実施をしたいと思っています。

自転車の走行しやすい環境整備に関する主な取り組みといたしましては、自転車と歩行者の錯綜を防ぎ、安全、安心に通行できる道路空間の整備や医学部等跡地でのレンタサイクルポートの新設などを実施し、自転車の利便性の向上を図ることとしています。

また、公共交通を利用しやすい環境整備に関する主な取り組みといたしましては、柳ヶ瀬の医学部等跡地への乗り入れ、中心部でのコミュニティバスの推進、拠点的バス停の整備、あるいは既設の路線バスの再編整備などを行うことを考えているところです。

これらの事業を着実に実施することによりまして、医学部等跡地と柳ヶ瀬の回遊性を確保し、つかさのまちとなって新たに生まれ変わるにぎわいを柳ヶ瀬方面へ波及させるとともに、開発が進む岐阜駅周辺で創出されつつある新たなにぎわいともつなげていくことで、中心市街地全体の活性化を推進してまいりたいと考えています。

(10) 平成 24 第 1 回定例会 (3 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《新生岐阜》 (代表) ・現在の中心市街地活性化基本計画の進捗状況と今後の見通しについて</p> <p>・平成24年9月までとなっている中活計画終了後における中心市街地活性化の取り組みについて、所見を。</p>	<p>《まちづくり推進部長》</p> <p>・岐阜市中心市街地活性化基本計画事業の進捗状況について 国から認定を受けた71の事業中、これまでに完了した事業が23事業、毎年継続して行っている事業が20事業、平成24年9月までの計画期間内に完了予定の事業が8事業、計画期間後に完了が見込まれる事業が15事業、進捗が期待できない事業が5事業でございます。 行政が主体となり実施する事業は、おおむね着実に進捗しておりますが、商店街などの民間主体の一部の事業につきましては、計画認定時には予想しなかったリーマンショック以降の長引く景気低迷などの外的要因の影響を受け、進捗が困難な状況にある事業もございます。</p> <p>・現行計画終了後の中心市街地活性化の取り組みについて 本市では高齢化社会の到来を見据え、多くの市民にとって暮らしやすいコンパクトな都市構造への転換を目指しており、まちなか居住の推進のため、中心市街地の利便性の更なる向上を図っていかねばなりません。 そのためには、現行計画期間内には完了できない岐阜大学医学部等跡地第一期施設整備や高島屋南地区の再開発などの事業を着実に進め、柳ヶ瀬を中核とした中心市街地のにぎわいの創出による活性化を図ることが必要であることから、今後も引き続き、地元商店街などの民間事業者の皆様と力を合わせ、様々な事業を展開していきたいと考えております。 こうした中、内閣府地域活性化推進室から中活期間終了後の取り扱いについて、現行計画終了後に新たな計画を策定し認定を受けることは可能であり、その際、現行計画期間と連続して次期計画を開始することも可能である旨の通知をいただきました。 以上のことから、中心市街地活性化基本計画期間終了後の岐阜市の方針といたしましては、平成24年9月までの現行計画期間に連続した形で次期基本計画を策定する方向で、既存事業と新たに追加する事業の洗い出しを行うとともに、第二期計画の認定に向け、国との協議を進めてまいりたいと考えています。</p>

3 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場

第2期基本計画においても第1期基本計画の基本的な考え方を受け継いでいる。第1期基本計画を作成するにあたっては、有識者や民間事業者、地域住民等の理解と参画を得ることで、実効性の高い基本計画となり、また、事業者間の連携が図られ、事業が円滑かつ確実に実施されるよう、準備段階から、多様な関係者との情報交換を行った。

(1) 県都岐阜市のまちづくり協議会（中心市街地のマスタープラン）

岐阜市中心市街地は、大規模集客施設の郊外立地や居住人口の減少等により停滞が進みつつあることから、岐阜県、岐阜市は、地域住民代表、民間事業者、関係団体代表等が一体となって、平成17年10月に「県都岐阜市のまちづくり協議会」を設立、平成19年2月に「県都岐阜市のまちづくり構想」を取りまとめた。

この構想は、概ね10～15年を対象に、岐阜市中心市街地における「まちづくりの方針」と「整備像」を描いた上で、それを具体化するための「主要な施策」を明らかにしたもので、中心市街地に対する取組みの指針となるものである。

（協議会での検討経緯）

平成17年10月27日	・中心市街地の現状と課題、国・県・市の取組み紹介
平成17年11月24日	・県内外事業者等、調査研究機関、まちづくり団体代表、まちづくり会社代表、他自治体代表、鉄道事業者等と9回に渡り意見交換を実施
平成18年2月27日	
平成18年3月22日	・これまでの意見交換についての論点整理に関する意見交換
平成18年3月28日	
平成18年5月31日	・県都岐阜市のまちづくり構想案の中間報告と意見交換
平成18年9月1日	・県都岐阜市のまちづくり構想案に関する意見交換
平成18年9月21日	・地元住民との意見交換会（柳ヶ瀬関係者）
平成18年10月11日	・地元住民との意見交換会（岐阜駅周辺関係者）
平成18年11月20日	・段階的実施プログラムなど、進め方について
平成18年12月15日	・パブリックコメント実施（～平成19年1月15日まで）
平成19年2月16日	・構想の取りまとめ

（協議会での主な意見）

1) 公共交通の利便性向上やにぎわい空間の創出

- ・多様な交通手段の乗継が全体として安全かつ円滑になるよう整備が必要。
- ・バス停の整理統合やバス路線網の見直し等を検討して、バスの利便性の向上を図る。
- ・岐阜駅前周辺地区ににぎわい空間を創出する。
- ・県都岐阜市のシンボルとなる形で岐阜駅北口広場を整備する。

2) 新たな魅力づくりによる集客性の高い空間づくり

- ・空き店舗対策の推進や大型店舗の誘致を行う。
- ・高齢者、子育て支援等の公益的機能を創出すべき。
- ・若者を惹き付ける魅力を創出する。
- ・にぎわいを創出するイベント等の創出が必要。
- ・まちづくりを担う人材の育成を進める。

3) 魅力ある回遊性等の創出によるまちなか観光の振興

- ・柳ヶ瀬等の魅力を探して磨きをかけることが必要。
- ・情報提供、発信の充実や関係者との連携による観光客を誘引する仕組みづくりが必要。
- ・岐阜駅周辺と柳ヶ瀬を結ぶ回遊ルートの整備が必要。
- ・レンタサイクル事業の拡充や魅力的な循環バスの導入が必要。

4) まちににぎわいを取り戻すまちなか居住の促進

- ・建替え相談所の設置や共同建替えなどの情報提供を進める。
- ・規制緩和、立地規制、建替えの環境づくりの検討が必要。
- ・再開発事業等の掘り起こしと支援を進める。
- ・名古屋都市圏からの転入者を誘引するまちなか居住環境の形成が必要。

5) 都心立地志向産業の誘導のための総合的な環境づくり

- ・IT企業の誘致等による集積拠点の形成を進める。
- ・実践的なIT人材の育成を進める。
- ・JR岐阜駅東街区（東のまち）への事務所機能等の集積や魅力ある都市環境の形成を目指す。
- ・地区環境の保全を図りつつ、SOHO系企業の立地を誘導することが必要。

県都岐阜市のまちづくり協議会委員名簿

区分	所属
有識者	岐阜大学工学部教授
	日本大学理工学部教授
	川原町まちづくり会事務局長
	ぎふまちづくりセンター会員
	NPO法人G-net代表理事
経済界	岐阜商工会議所副会頭
	岐阜市商店街振興組合連合会理事長
	岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会理事長
	玉宮まちづくり協議会会長
駅前関係団体	(社)岐阜ファッション産業連合会理事長
地元自治会	華陽自治会連合会会長
	徹明自治会連合会副会長
	明德自治会連合会副会長
福祉団体	岐阜市身体障害者福祉協会会長
交通関係	東海旅客鉄道株式会社総合企画本部企画開発部担当課長
	名古屋鉄道株式会社鉄道事業本部建設部長
	岐阜乗合自動車株式会社常務取締役
行政関係	国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課企画専門官
	国土交通省中部地方整備局建政部長
	国土交通省中部運輸局企画観光部長
	経済産業省商務流通グループ中心市街地活性化室長
	中小企業庁経営支援部商業課企画官(中心市街地担当)
	経済産業省中部経済産業局 産業部長

(2) 中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業

平成18年度の「市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業（経済産業省）」に選定された。その中で、郊外部の住民、岐阜市女性の会、消費者団体、商業関係者及び柳ヶ瀬地区の再開発事業関係者に、岐阜市中心市街地活性化協議会のメンバーも加わり、中心市街地、特に柳ヶ瀬について専門家とワークショップを実施した。そのまとめとして、平成19年2月には報告会を実施し、岐阜市中心市街地のあり方について確認した。

① 開催状況（ワークショップ）

第1回 平成18年11月6日

議題：中心市街地で実施したアンケート調査結果について
中心市街地のまちづくり計画（短期）[案]について

第2回 平成18年12月18日

議題：岐阜市中心市街地活性化基本計画（素案）について
柳ヶ瀬地区の活性化について

第3回 平成19年1月19日

議題：今までの経緯について
柳ヶ瀬の現状、柳ヶ瀬の再生について
柳ヶ瀬地区内における再開発事業
再開発関係者、商店街関係者と専門家との意見交換

1) 主な意見（ワークショップ時）

- ・消費者は物を持っている。体験できるまちづくりが必要。
- ・スーパーマーケットが必要。
- ・無料駐車場や駐輪場が要る。
- ・中心部では、多世代が住める住宅を建築すべき。
- ・郊外に住む住民が中心市街地に来やすいようなバスの整備が必要。
- ・イベントの実施とPR。
- ・アーケードで暗い。必要だろうか。

2) 主な意見（専門家からの助言）

- ・柳ヶ瀬には核が必要。未利用となっている跡地の整備が重要。
- ・柳ヶ瀬の周辺は生活に不便で、食品スーパーが必要。
- ・再開発事業では公共床を整備することも必要で、図書館を核にすると良い。
- ・文化センターが玉宮通りに顔を向けていない。
- ・小さな宅地単位での建替えを支援し、家賃補助など、まちなか居住に市が支援する。
- ・公共交通のほうが多く、スムーズに行ける仕組みを作る。
- ・公共交通機関の利便性向上のため、1日何回でも乗降できる料金ゾーン。
- ・岐阜駅周辺と柳ヶ瀬との業務分担など市全体の再構築が必要
- ・岐阜駅周辺では商業をコントロールしないと柳ヶ瀬が喰われる。

② 報告会 平成19年2月27日

診断・助言事業の成果を、幅広く市民に発表し、周知させる。

- ・まちなか居住を促進するために行政が取り組むべきこと
- ・柳ヶ瀬において商業活性化のため商店街が行なうべきこと
- ・公共交通、自動車利用者・自転車利用者のための対策

(3) 岐阜市都心再生協議会（柳ヶ瀬関係者）

平成17年度、全国都市再生モデル調査（柳ヶ瀬地区における潜在的建替え需要の顕在化調査）を契機に「岐阜市都心再生協議会」が創設され、柳ヶ瀬の再生のため、都心居住促進策、集客のための魅力拠点づくり等について協議を行なっている。

（岐阜市都心再生協議会での検討経緯）

- 平成17年8月18日 ・地区の現況と課題
- 平成17年9月27日 ・コンパクトシティに関する国の動向と事例
・地区の将来ビジョンに関する意見交換
- 平成17年11月22日 ・アンケート調査結果に関する意見交換
・柳ヶ瀬地区建替え相談システムについて

平成 18 年 1 月 20 日 ・柳ヶ瀬再生試案に関する意見交換

平成 18 年 9 月 21 日 ・柳ヶ瀬レトロ構想に関する意見交換

(岐阜市都心再生協議会の主な意見)

- ・柳ヶ瀬再生には「住む」ことが不可欠。
- ・インパクトのある集客施設が必要。
- ・総合的に建替えを相談できるところが市にあると良い。
- ・食品スーパー、医療施設など生活支援施設の誘致が先決。
- ・イベントの認知度が低い。周知する方法を考えなくてはならない。
- ・レトロ写真館では一定の効果があつた。団塊の世代をターゲットとする。
- ・自分の商店が何をするか考えるべき。他にないものを。

岐阜市都心再生協議会構成委員

所 属	役 職
明德自治会連合会	会長
明德自治会連合会	副会長
明德自治会連合会	副会長
明德自治会連合会	
徹明自治会連合会	会長
徹明自治会連合会	副会長
徹明自治会連合会	副会長
徹明自治会連合会	副会長
岐阜市商店街振興組合連合会	理事長
岐阜市商店街振興組合連合会	副理事長
岐阜市商店街振興組合連合会	副理事長
岐阜市商店街振興組合連合会	
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	理事長
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	副理事長
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	
株式会社十六銀行地域振興部地域開発グループ	調査役
岐阜県建築設計監理協同組合	代表理事
社団法人岐阜青年会議所	委員長
NPO法人G-net	理事

(4) 繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議（岐阜駅周辺関係者）

繊維問屋街の将来のあり方を検討する「繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議」が創設され、具体的な取組みについて協議を行なっている。

(繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議での検討経緯)

平成 18 年 7 月 14 日 ・地区の土地利用方針に関する意見交換

平成 18 年 8 月 3 日 ・地区の整備イメージに関する意見交換

平成 18 年 8 月 21 日 ・考えられる具体的な取組みに関する意見交換

(繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議の主な意見)

- ・衰退への対策を怠ってきた。
- ・一つの時代が終わったと考えるべき。
- ・将来を見据えた都市開発が必要。飲食、生活、娯楽の空間としての街づくりを行い、その中にアパレルもあるといった広い意味でのまちづくりが必要。
- ・我々は、卸として日本中を対象としている。小売に限定すると、岐阜市 40 万人程度を対象としたビジネスになってしまう。
- ・ターゲットは、ニーズの少ない若者ではなく、お金も暇もある中高年にするべきではないか。
- ・卸機能をベースに小売機能を持たせることにメリットがあり、消費者が集まる
- ・今まで西部地区だけで再開発を考えてきたが、問屋街全体で再開発を考える必要がある

- る。
- ・ 東部地区の商業・業務機能を強化することについては、異論は無いが、こういった世代をターゲットにするのかをつめるべき。

繊維問屋街の将来的なあり方に係る検討会議

所 属	役 職
(社)岐阜ファッション産業連合会	副理事長(東部繊維連合発展会会長)
	理事(住田町繊維発展会会長)
	副理事長(中部繊維連合会会長)
	理事
	副理事長(西部繊維連合会会長)
	理事
岐阜市	

(5) 岐阜市・柳商連意見交換会（柳ヶ瀬地区）

柳ヶ瀬の活性化において、行政と地元が一つになりひざ詰め議論をする目的から、岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会と岐阜市とで意見交換を行っている。今までに出た主な意見は以下のとおりである。

- ・ 高島屋南の再開発が整備されれば、柳ヶ瀬のほかでも開発が誘発される。なんとしても成功事例としたい。
- ・ 公共用地、公共施設が存在しない。検討するための行政+地元の委員会を立ち上げてはどうか。
- ・ 柳ヶ瀬に来る目的が無いと、沿道整備しても玉宮から柳ヶ瀬には来ない。
- ・ まだ、活性化の意識は組合員に温度差がある。
- ・ 市役所にも、柳ヶ瀬に関する問題を一括して受ける窓口が必要。

(6) 「ぎふ女子高生フォーラム」による中心市街地活性化の取組み

本フォーラムは、「岐阜の中心市街地には活気がない」、「面白そうじゃない」としばしば耳にし、友達を柳ヶ瀬に遊びに誘っても興味が無いという子が多いのが現状であるが、みんなが気づかない素敵な場所もたくさんあり、「柳ヶ瀬はイマイチ」には食わず嫌いなところもあるのではないかと、という問題意識から、学生を中心にした活動をきっかけに自分のまちに愛着を持ってもらおうと、平成18年12月発足したものである。柳ヶ瀬の歩行者通行量調査を踏まえ、柳ヶ瀬に対するイメージを話し合い、自分の住んでいるまちのまちづくりに取り組むきっかけとなるような活動を目指している。

（これまでの活動経緯）

- 平成18年12月23日 ・ 第一回フォーラムの開催
歩行者通行量調査の実施、フォーラム
- 平成19年1月10日 ・ 岐阜市職員とのまちづくり懇談会の開催
- 平成19年2月17日 ・ ぎふ三十六景@バレンタインの開催
柳ヶ瀬の好きなところを写真撮影、トークタイム
- 平成19年3月11日 ・ 吉商本舗（静岡県富士市、吉原商店街内）を視察

(7) 多様な主体による取組みと柳ヶ瀬プロデュースチームの設置

① 行政の取組み

中心市街地活性化のため、行政による支援制度の活用、各商店街連合会によるイベントの開催、NPO法人による起業家育成および学生などによるまちづくり活動など、多様な主体が様々な取組みをしているところであるが、これらの活動は、個々に活動がなされていて、行政と一体となった取組みに欠ける点があった。

このため、これら多様な主体による様々な取組みを集結させる仕組みを設けるとともに、柳ヶ瀬の活性化に向けた様々な取組みの戦略づくりや先導的な取組みを進める新たなプロデュース組織として、平成19年8月、「柳ヶ瀬プロデュースチーム」を設置した。

② 柳ヶ瀬プロデュースチームの設置

1) 目的

柳ヶ瀬に関わる様々な主体が参加・連携し、柳ヶ瀬の活性化、にぎわいの創出に資する事項の協議及び実践を行なう。

2) 構成員

行政関係者、各商店街連合会、商工会議所、通りごとの代表者、地元自治会、青年会議所、中心市街地整備推進機構、まちづくり団体およびその他、柳ヶ瀬の活性化に関係する様々な主体からなる。

3) 活動内容

- i) にぎわいを創出する呼び水的な活動（ソフト事業）の実践
- ii) 中心市街地活性化基本計画を推進するための意見交換、提案
- iii) 柳ヶ瀬の活性化、にぎわい創出に向けた戦略の企画立案

③ 新たな担い手等の創出

柳ヶ瀬を再生するためには、自助共助的な取組みのための新たなグループの設置などの「新たな公」の創出が求められる。さらには、コミュニティビジネスなど地域に根ざした活動の展開も望まれる。このため、中心市街地整備推進機構において、このような新たな担い手の創出を支援する取組みを展開する。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

「中心市街地活性化協議会」については、有識者、経済界、権利者、駅前関係団体、地元自治会、福祉団体、教育文化団体、交通事業者、警察関係等を構成員とし、平成18年8月に立上げ、事務局は岐阜商工会議所が担当する。なお、都市機能の増進を総合的に推進する調整を、一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社（平成18年8月に中心市街地整備推進機構に指定）が担い、経済活力を総合的に推進するための調整を商工会議所が担う。

(1) 岐阜市中心市街地活性化協議会構成委員

(平成29年1月16日現在)

区 分	所 属	役 職 等
有識者	岐阜大学地域科学部	名 誉 教 授
	岐阜大学地域科学部	教 授
都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者(第15条第1項第1号)	一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社	業 務 執 行 理 事
		事 務 局 長
経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者(第15条第1項第2号)	岐阜商工会議所	副 会 頭
		専 務 理 事
経済界	岐阜市商店街振興組合連合会	理 事 長
		副 理 事 長
		理 事
	岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	理 事 長
		副 理 事 長
		副 理 事 長
	玉宮まちづくり協議会	会 長
権利者	高島屋南市街地再開発組合	理 事 長
	岐阜駅東地区市街地再開発組合	理 事 長
事業者	日ノ出町商店街振興組合	理 事 長
	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	代 表 取 締 役
駅前関係団体	一般社団法人岐阜ファッション産業連合会	理 事 長
地元自治会	華陽自治会連合会	会 長
	徹明自治会連合会	会 長
	明德自治会連合会	会 長
	京町自治会連合会	会 長
福祉団体	岐阜市身体障害者福祉協会	会 長
教育文化団体	公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団	理 事 長
交通事業者	名古屋鉄道株式会社	西 部 支 配 人 室 支 配 人
	岐阜乗合自動車株式会社	常 務 取 締 役
警察関係	岐阜中警察署	副 署 長
		生 活 安 全 課 長
行政	岐阜市	副 市 長
事務局	岐阜商工会議所	振 興 部 長
		振 興 課 長
		振 興 課 主 査

(2) 協議会開催状況(第1期基本計画認定前)

- ① 準備会 平成18年8月11日
 議題：・協議会の設立、協議会の規約、及び改正まちづくり三法について
 ・講演「岐阜市の中心市街地活性化について」
- ② 第1回 平成18年10月30日
 議題：・協議会規約の見直しについて
 ・中心市街地のまちづくり計画(短期)[案]について
- ③ 第2回 平成18年11月13日
 議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)について

- ④ 第3回 平成19年3月22日
議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)について
意見：・妥当なものである
- ⑤ 意見書提出 平成19年3月27日

【意見】

岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「基本計画案」)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

【付帯意見】

基本計画案では、5年間で実施される事業の実施主体、支援内容等が明記されるとともに、数値目標も設定されていることから、中心市街地が活性化されると考えられるが、より確実に効果が上がることを期待し、次の意見を申し添える。

1. 行政、事業者及び商業関係者等が一体となった事業推進体制の構築を図られたい。
2. 基本計画の対象区域に隣接する地区も中心市街地活性化の担い手であることを考慮し、まちなか居住や都市福利等に関連する事業においては、対象区域と隣接地区の連携にも配慮されたい。
3. これからの社会・経済状況を考えた時、選択と集中によるメリハリの効いた事業者支援が必要である。事業者の自主性、意欲、創意工夫に基づいた支援に配慮されたい。

(3) 協議会から出された主な意見

① 市街地整備等の事業について

- 1) 市街地整備、都市福利施設、居住、商業、公共交通等の項目によって事業のアンバランスがある。
- 2) 中心部で居住のための環境整備が必要。
- 3) 柳ヶ瀬での核施設が必要である。
- 4) 長崎屋跡地の活用がポイントである。
- 5) まち歩きのための環境整備が必要。
- 6) 土、日曜日の人通りの減少は、商店主の責任が大きい。5%の増客を目指し、個店の情報提供を行う。
- 7) 玉宮は、がんばっている。柳ヶ瀬の商店は、遅くまで営業してほしい。
- 8) 公共交通(バス)が全て中心市街地を通るようにルート設定してほしい。

② 都市機能の集積について

- 1) 広域の問題を県と調整する必要がある。
- 2) 公共施設の郊外移転が中心部衰退の原因であると思う。
- 3) 郊外の大型店の規制が必要。

③ その他

- 1) 岐阜駅周辺と柳ヶ瀬を相乗的に発展させるための役割分担を考える必要がある。

(4) 協議会開催状況(第1期基本計画認定後)

- ① 第4回 平成20年2月27日
議題：・規約の改正(案)について
・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
・岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更事項について
- ② 第5回 平成21年2月26日
議題：・事業の進捗状況について

③ 第6回 平成21年9月3日

議題：・中心市街地活性化基本計画の変更について

意見：・妥当なものである

④ 意見書提出 平成21年9月10日

【意見】

岐阜市中心市街地活性化基本計画(変更案)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

⑤ 第7回 平成22年1月27日

議題：・中心市街地活性化基本計画の変更認定について(報告)

・特定民間中心市街地活性化事業計画(日ノ出町アーケード改築事業)について

⑥ 第8回 平成22年5月26日

議題：・中心市街地活性化基本計画の変更について

・規約の改正について

・特定民間中心市街地活性化事業計画(日ノ出町アーケード改築事業)について

・事業の進捗状況について

⑦ 第9回 平成23年1月31日

議題：・日ノ出町アーケード改築事業の計画変更について

・基本計画の変更について

・主要事業の進捗状況について

⑧ 第10回 平成23年6月3日

議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況

・岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について

・旧岐阜メルサファッション館へのドン・キホーテ出店に係る協議会の取り組み報告

・岐阜市中心市街地活性化協議会部会の活動報告

・主な事業の進捗状況報告

・その他取り組み報告

⑨ 第11回 平成24年2月23日

議題：・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況報告

・第2期岐阜市中心市街地活性化基本計画について

意見：・第2期岐阜市中心市街地活性化基本計画案概要は、第1期基本計画終了後の岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものであり、認定に向けて作業を進めることを了承する。

⑩ 意見書提出 平成24年5月10日

【意見】

2期岐阜市中心市街地活性化基本計画(素案)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

(5) 協議会から出された主な意見

【意見】

平成 19 年の岐阜市中心市街地活性化基本計画の認定以降、岐阜シティ・タワー 4 3 及び岐阜スカイウイング 3 7 のツインタワー完成、全国最大級の面積を誇る岐阜駅北口駅前広場の整備など、新たな岐阜市のシンボルとなる核的開発が着実に実現するとともに、商店街やまちづくり団体等においてイベント開催やゆるキャラを活用した PR など、にぎわい創出のための各種ソフト施策が展開された結果、居住人口や通行量において活性化の兆しが現れるなど取組みの効果が表れ始めており、官民一体が活性化に向け各種事業を展開した結果であると言える。

特に、旧岐阜メルサファッション館へのドン・キホーテ出店は、協議会としてワーキングを開催し、商店街や商工会議所、岐阜市など官民一体となって誘致活動に取り組んだことが実を結んだものであり、若者の回遊等による新たなにぎわいが創出されている。

今後も引き続き、2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画のもと、柳ヶ瀬の活性化を主眼に中心市街地全体の活性化をさらに推し進めるべく、行政と連携しながら協議会として活性化に取り組んでいく。

(6) 協議会開催状況（第 2 期基本計画認定後）

- ① 意見書提出 平成 25 年 2 月 6 日

【意見】

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

- ② 意見書提出 平成 25 年 6 月 17 日

【意見】

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- ③ 第 12 回 平成 25 年 8 月 9 日

- 議題：・会長交代について
・規約の変更について
・2 期計画第 2 回変更の認定について
・2 期計画の進捗状況報告について
・日ノ出町部会の活動報告について

- ④ 意見書提出 平成 25 年 10 月 4 日

【意見】

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の第 3 回変更（案）は、妥当なものである。

- ⑤ 意見書提出 平成 26 年 6 月 20 日

【意見】

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- ⑥ 第 13 回 平成 27 年 2 月 26 日

- 議題：・2 期計画第 3 回、第 4 回変更の認定について
・2 期計画の進捗状況報告について
・中心市街地活性化基本問題検討部会の設立について

- ⑦ 第 14 回 平成 28 年 1 月 14 日

- 議題：・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
・中心市街地活性化基本問題検討部会の協議について
・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について

⑧ 意見書提出 平成 28 年 2 月 9 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

⑨ 第 15 回 平成 28 年 8 月 29 日

- 議題：・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況及び目標数値の達成状況について
- ・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について
 - ・中心市街地活性化基本問題検討部会 岐阜市市街地の近未来を考えるシンポジウム

⑩ 意見書提出 平成 28 年 10 月 18 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

⑪ 第 16 回 平成 29 年 1 月 16 日

- 議題：・中心市街地活性化基本問題検討部会の活動について
- ・目標数値（居住人口の社会増減数）の速報値について
 - ・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について

⑫ 意見書提出 平成 29 年 2 月 1 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

(7) 協議会の規約（中心市街地の活性化に関する法律との適合）

① 法第 15 条第 3 項 協議会設立時の公表

- ・規約において、広告について規定し(第 13 条)、協議会設立時に公表を行い、また、協議会の会議は傍聴が可能で、議事録も公開するなど、会議の透明性確保にも努めている。(規約第 11 条第 2 項、第 3 項)

② 法第 15 条第 4 項 関係者が参加できること

法第 15 条第 5 項 参加申し出を拒めないこと

- ・協議会への入会は、申し出でよいこととしている。(規約第 6 条)

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

中心市街地活性化のための事業は、現状を客観的に把握・分析し、かつ、地域住民のニーズに即したものとし、多様な施策を互いに連携させて一体的に実施する必要がある。

岐阜駅周辺では、現在市街地再開発組合による市街地再開発事業が進み、あるいは計画されており、繊維問屋街の再生や商業施設の導入等、居住のための住宅供給など、行政、民間一体となった複合施策を展開している。

柳ヶ瀬では、歩行者通行量の減少、商業機能の衰退、周辺も含めた居住人口の減少などの課題が多く、今後、様々な主体が連絡を取り合い、重点的に施策を展開していく必要がある。よって、以下に、現状分析とニーズ分析から導かれ、実施する主な事業についてその取組み主体も含め記載する。

【柳ヶ瀬における事業実施マトリックス】

		現 状 分 析			
		居住者の減少	歩行者通行量の減少	新規出店店舗数(横ばい)	大型店の減少
二 ズ 分 析	都心部への住み替えニーズがある	市街地再開発事業(住宅供給)、中心市街地新築住宅取得助成事業、中心市街地建替え促進事業等によって住宅供給を促進し、また、まちなか賃貸住宅家賃助成事業も推進することで、中心市街地の居住者を増やし、通行量や新規出店店舗数を増加させる。 【実施主体: 岐阜市】 ・中心市街地新築住宅取得助成事業 ・中心市街地建替え促進事業 ・まちなか賃貸住宅家賃助成事業 【実施主体: 組合】 ・市街地再開発事業			
	オープンカフェ等社会実験で、歩行者通行量が5割増し		商店街情報発信拠点整備事業によって開設された「岐阜市柳ヶ瀬あい愛ステーション」を情報発信拠点及び交流拠点として活用することにより、来街者の利便性の向上と商店街の魅力向上を促進し、歩行者通行量を増加させる。 【実施主体: 一般財団法人にぎわいまち公社】	魅力あるイベント等ソフト施策の実施(フラッグアート展、道三まつり、岐阜卓真ん中夏まつり、ぎふ信長まつり、メガ街コン、買い物宅配サービス事業、中心商店街活性化プロデュース事業、柳ヶ瀬商店街暴力追放推進事業など)によって商店街の集客力を高め、買い物満足度を高めるとともに、買い物客による歩行者通行量を増やす。 【実施主体: 商店街振興組合、実行委員会、岐阜市】	
	診断助言事業(買い物に満足している割合が少ない)	BRT導入事業、中心部コミュニティバス推進事業、EV普及促進事業などの推進により、中心部住民の移動手段が多様化し利便性が向上することで、生活の場としての魅力が高まり、居住が促進される。 【実施主体: バス事業者】 ・BRT導入事業 ・中心部コミュニティバス推進事業 【実施主体: 岐阜市】 ・中心部コミュニティバス推進事業・EV普及促進事業	SWC推進事業(健康ステーション事業)により、健康機器の設置、健康に関する教室の開催など健康情報の発信、及びステーションを拠点にウォーキングやジョギング等で柳ヶ瀬周辺を回遊することなどで、歩行者通行量を増加させる。 【実施主体: 岐阜市】	大規模小売店舗立地法の特例措置を活用し、大型店の跡地や市街地再開発事業等により併設される商業スペースへの大規模小売店の出店を図り、にぎわいの創出につなげる。 【実施主体: 岐阜県】	
	診断助言事業(暮らしに役立つ公共施設が充実していると思う割合が少ない)			空き店舗対策事業により、各商店街のコンセプトにあった業種、業態、立地・入居条件を募集し、魅力ある商店街を形成を図る。 また、大型空き店舗入居活用事業により、中心市街地にある大型空き店舗を再生し、商業施設・一般公衆利便施設等の導入を図る。 これらの事業により、商業の活性化とにぎわいの創出につなげる。 【実施主体: 商店街振興組合】	
				高島屋南地区公共施設整備事業により、来街者等と連携した魅力ある活動が展開できる公共施設を設置して、集客性を高め、にぎわい創出を図る。 【実施主体: 岐阜市】	
			公益機能創出支援事業により、高齢者や子育て支援等の公益的機能の創出を図ることにより中心市街地への来街者の増加を目指し、にぎわいにつなげる。 【実施主体: 商店街振興組合】		